

## 令和4年度第2回北海道農業・農村振興審議会 議事録

〔日時：令和5年1月30日(月)13:25～16:00  
場所：ANAクラウンプラザホテル札幌 3階 鳳〕

### 1 開会

(事務局) 皆さんお疲れ様です。定刻より5分ほど早いですが、皆さんお揃いなので、ただ今から、令和4年度第2回北海道農業・農村振興審議会を開会したいと思います。私は、道庁農政部農政課の松原と申します。本日は、よろしく願いいたします。はじめに、御案内のとおり、本日は新型コロナウイルス感染症対策のため、会場内においてはマスクの着用について、御協力をお願いします。なお、この会場内につきましては、空調設備により十分な換気が行われております。よろしく願いいたします。それでは、開会に当たり、北海道農政部長の宮田より御挨拶申し上げます。

### 2 挨拶

(宮田部長) 皆さんこんにちは。道庁農政部長の宮田です。今年度2回目の北海道農業・農村振興審議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。委員の皆様には、日ごろから、本道農業・農村の振興に向けて、それぞれのお立場から御尽力頂いていることに対して、改めて、感謝申し上げます。今年に入り、既に1か月が経過致しますが、昨年の本道の農業は、一部の地域で、6月から8月に掛けての断続的な大雨や降雪などにより、農作物への影響などがありました。米の作況が106と、全国で唯一「良」となるなど、農作物全体としては、総じて良好な作柄となりました。一方で、長引く新型コロナウイルス感染症の影響に加えまして、ウクライナ情勢に端を発した国際情勢の大きな変化や、急激な円安の進行により、エネルギーや原材料の価格が高騰するなど、道内経済や道民の生活に大きな影響を及ぼしており、農業分野におきましても、燃油や肥料、飼料といった輸入に多く依存している生産資材の価格高騰などにより、本道の農業経営にも大きな影響が生じているところです。特に、酪農では、生乳の需給緩和や個体販売価格の下落も重なり、大変厳しい経営環境が続いているところです。こうした中、道では、本年度、価格高騰対策の一環として、酪農経営への支援をはじめ、肥料や飼料の価格高騰対策、農業水利施設の電気料金への支援のほか、チーズや砂糖の消費拡大対策を講じているところです。道といたしましては、今後とも、国内外の動きに的確に対応し、食料安全保障の強化と食料自給率の向上に最大限寄与するとともに、本道の農業・農村が持続的に発展していけるよう、第6期農業・農村振興推進計画に基づき、各般の施策を積極的に展開してまいります。

本日は、今期、第13期となりますが、委員の皆様による初めての審議会となるため、はじめに正副会長の選任を行いまして、その後、報告事項4点、審議事項1点について、御議論いただきたいと思いますと考えております。4点の報告事項は、1つ目には、「新たな農地施策について」、2つ目に「北海道農村地域産業導入基本計画の変更について」、3つ目が「みどりの食料システム法に関する北海道基本計画の策定について」、4つ目として、「地域の農業・農村のめざす姿の取組状況」についてです。審議事項としましては、「食料・農業・農村基本法」の見直しについてを予定しております。「食料・農業・農村基本法」につきましては、現在、国において、見直しに向け検討が行われておりますことから、その内容が国内の農地の26%を占め、次の世代を担う若い担い手が存在する本道農業・農村の実情に即したのものとなるよう、本日、委員の皆様から御意見や御提案などをいただいた上で、今後、国との意見交換や施策提案などに臨みたいと考えております。限られた時間ですけれども、活発な御審議をお願い申し上げ、開会の御挨拶とさせていただきます。本日は、よろしく願い致します。

### 3 委員の出席状況報告

(事務局) 委員の出席状況の報告ですが、議事に入ります前に、本審議会委員の任期満了に伴う異動がありましたので、委員の皆様を、再任の方を含めまして御紹介させていただきます。司会席の側から御紹介します。はじめに、岩井千華委員でございます。岩井委員は、美唄市で地域おこし協力隊として活動しております。新任の公募委員でございます。続きまして、太田善朗委員でございます。太田委員は、雪印メグミルク株式会社の北海道本部長で、北海道経済連合会の常任理事をされております。続きまして、上口里美委員でございます。上口委員は、名寄市で農業を営まれ、北海道指導農業士に認定されております。続きまして、菊入等委員でございます。菊入委員は、深川市農業委員会会長で、一般社団法人北海道農業会議の代表理事副会長をされております。新任でございます。続きまして、串田雅樹委員でございます。串田委員は、十勝清水町農業協同組合の会長理事で、北海道農業協同組合中央会副会長理事をされております。続きまして、近藤巧委員でございます。近藤委員は、北海道大学大学院 農学研究院教授をされております。続きまして、園田高広委員でございます。園田委員は、酪農学園大学教授をされております。続きまして、坪江利香委員でございます。坪江委員は生活協同組合コープさっぽろの理事で、組合員活動副委員長をされております。続きまして、仲沢才子委員でございます。仲沢委員は、中札内消費者協会会長で、一般社団法人北海道消費者協会の理事をされております。続きまして、浜田正利委員でございます。浜田委員は、新得町長で、北海道町村会の理事をされております。続きまして、本間勤委員でございます。本間委員は、北海道土地改良事業団体連合会の常務理事をされております。なお、本日は、川端委員、鈴木委員、南委員が欠席されております。以上、委員の皆さまを御紹介いたしました。本日の審議会につきましては、委員定数 14 名のうち、11 名の委員が出席されておりますので、北海道農業・農村振興条例第 27 条第 2 項の規定により、本審議会が成立していることを御報告申し上げます。

続きまして、農政部長から、道農政部幹部職員を紹介いたします。

### 4 幹部職員紹介

(宮田部長) 農政部長の宮田でございます。私から農政部幹部職員を御紹介します。委員の皆様から見まして、私の左隣となりますが、食の安全推進監の野崎でございます。次に、委員から見て私の右隣が、農政部次長の鈴木でございます。次に、その隣が、生産振興局長の新井の席ですが、所用のため、到着が遅れておりますので、御了承願います。次に、その隣が、技術支援担当局長の山野寺でございます。次に、左側の推進監の隣となりますが、食の安全推進局長の山口でございます。次に、その隣が、農業経営局長の瀬川でございます。次に、その隣が、農村振興局長の高崎でございます。次に、その隣が、農政部技監の大西でございます。次に、活性化支援担当局長の鹿野でございます。次に、その隣となりますが、地方独立行政法人北海道立総合研究機構農業研究本部の古原本部長が同席しておりますので、御紹介いたします。以上でございます。

### 5 正副会長の選任

(事務局) それではこれより、議事に入らせていただきますが、本日の審議会は、新体制での最初の審議会でございますので、新しい会長、副会長が選任されるまでの間、農政部長が議事進行を務めさせていただきます。

(宮田部長) それでは、会長、副会長が選任されるまでの間、務めさせていただきます。まず、最初に「正副会長の選任」です。北海道農業・農村振興条例第 26 条第 2 項の規定により、会長、副会長は互選によると定められておりますが、如何いたしましょうか。特に御意見がなければ、事務局からの提案ということでお諮りしたいと思います。よろしいでしょう

か。

(委員) 異議なし。

(宮田部長) それでは、異議なしとのお声をいただきましたので、事務局の方から提案させていただきます。

(大浦課長) 事務局案といたしまして、会長には近藤委員、副会長には園田委員にお願いしては如何かと考えております。

(宮田部長) ただ今、事務局から、会長には近藤委員、副会長には園田委員ということで提案させていただきますが、如何でしょうか。

(委員) 異議なし。

(宮田部長) ありがとうございます。皆様の御賛同をいただきましたので、会長は近藤委員、副会長は園田委員にお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

(事務局) それでは、会長、副会長の席を準備しますので、少しお待ちください。早速で恐縮でございますが、会長・副会長から一言、御挨拶をいただきたいと思ひます。はじめに、近藤会長からお願いいたします。

(近藤会長) 私は、北海道大学の近藤と申します。ただ今、御指名をいただきまして、会長を務めることになりました。一言御挨拶を申し上げます。皆様、本日は多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日の審議会でございますが、4つの報告事項に続きまして、食料・農業・農村基本法の見直しに向けた意見聴取がメインとなっております。後ほど、農政部の方からこの背景について、詳しい説明があるかと思ひます。旧農業基本法が制定されたのが1961年、現在の食料・農業・農村基本法が制定されたのが1999年、それから約20年経過しまして、農業の国際情勢も、食料を取り巻く状況も大きく変化しました。そうした時代の変化に対応して、農業も農業政策も変化していかなければならないのだらうと思ひます。北海道農業にとりましても、大きな変化にさらされており、国に北海道の声を届けることはこの農業・農村審議会の役割です。基本法の見直しを機会に北海道の将来像を議論することは大きな意義があることといえます。新しい食料・農業・農村基本法の制定に向け、北海道からの要望、農業の理念や、農業政策について、御検討をいただきたいと思ひます。

本日の審議会では、細部にとらわれず、生産者、消費者、農業団体など、皆様のそれぞれのお立場で、自由に意見・提案をいただきたいと思ひます。また、それと同時に、活発な審議をお願いする次第です。皆様からのお立場から、北海道の食料・農業・農村がどうあって欲しいのか、皆様の率直な意見を期待しております。それから、いつものことなのですが、審議会におきましては、各委員の1人当たりの発言に時間が限られております。特に、新しい委員におかれましては、今後、度々審議会がございますけれど、こうした時間制約の事情を鑑みまして事前に御自身の意見を整理などして、発言していただければ幸いに存じます。簡単ですけれども、以上で私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

(事務局) ありがとうございます。続きまして、園田副会長、よろしくお願ひいたします。

(園田副会長) 酪農学園大学の園田と申します。よろしくお願ひいたします。ただ今、副会長に御指名いただきました。一言御挨拶を申し上げます。一昨年、国では、みどりの食料システム戦略が策定、それが推進され、そして、今日も審議となるところですが、施策事態の変化もしていくという状況にあります。農業が置かれた立場を見ますと、新しい技術、例えば、ハイテク技術を使ったスマート農業であるとか、あるいは、今、議論がされているところではありますが、ゲノム編集の推進とかが含まれてきております。こういった農業の大事な転換期に当たって、この審議会では有意義な審議がされるということが非常に重要なことだと思います。そういった審議が滞りなく、そして、活発に行われるよう、会長の近藤先生と共に進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

(事務局) ありがとうございます。それでは、この後の議事進行につきましては、近藤会長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

## 6 議題

### ○ 報告事項

(近藤会長) それでは早速ですが、会議次第に沿って、議事を進めてまいります。本日の議事は、15時30分を目処に終了したいと考えておりますので、皆様の御協力をお願いいたします。それでは議題に入ります。議題の報告事項について、(1) 新たな農地施策の推進について、事務局より説明をお願いします。

#### (1) 新たな農地施策の推進について

(大塚課長) 農業経営課長の太田と申します。新たな農地施策の推進につきまして、ご報告を申し上げます。資料1をご覧ください。資料1の上にありますとおり、農業経営基盤強化促進法など関係法令が令和4年5月に改正されております。その目的は、その下にありますが、農地中間管理機構、いわゆる農地バンクを中核に農地の集約化を強力に推進することです。北海道では、この農地バンクの機能を、北海道農業公社が担っているところがございます。はじめにその下にある「改正の背景」をご覧ください。我が国では、右にある関係法令の下で、認定農業者などの担い手に農地の利用集積を進めてきている状況にあります。左側の全国の農地関連指標を見ますと、ここ10年で、農地面積がやや減り、農業経営体の数が35%減少、1経営体当たりの経営面積は、令和2年で3.1haにとどまっております。認定農業者など担い手への農地の利用集積が58%、市町村が策定する将来計画である「人・農地プラン」の実質化が4割程度にとどまっている現状にあります。国では、今後、さらに担い手の減少が見込まれることから、このままの状況では農地が適切に利用されなくなることを強く懸念いたしました。そこで、農地バンクを中核として農地の賃貸を推進することによって、農地の利用集積、さらには面的なまとまりを確保していこうと考え、今回の法改正を行ったという事がございます。2の主な改正点について、ご説明します。一つ目は、これまで国の要領に基づいて市町村が策定しておりました「人・農地プラン」、これが法定化されて、新たな「地域計画」として、法律に位置づけられた状況になっております。この計画の中に、農地の効率的な利用を具体化した「目標地図」が盛り込まれており、右の図にありますように、錯綜した農地利用を担い手に集積する、さらには、面的な集約を図ろうとするものであります。地域計画の策定後は、この目標地図の実現に向けて、農地の権利調整を図っていくこととされています。様々な調整が必要な計画ですので、新たな地域計画は、法施行から2年以内、具体的には令和7年3月末までに策定するよう定められています。二つ目は、農地の権利移動の手法の統合でございます。資料の下段にありますとおり、現行の農地の権利移動の手法は、左から農地法によるもの、農地バンク法によるもの、農業経営基盤強化促進法により市町村を経由する3つがありますが、今回の改正によりまして、資料右側の市町村を経由する手続きが廃止され、農業公社経由の手続きに統合されま

す。次に、道内ではどのように対応していくのかについて、裏面をご覧ください。3の北海道における農地利用の状況です。ここ10年で耕地面積はわずかに減少しており、農業経営体数が25%減っております。1経営体当たりの耕地面積が30haを超える状況になっております。また、担い手への農地の利用集積は91.4%と高くなっていて、「人・農地プラン」の実質化率も89%と高くなっております。この要因として、北海道では、意欲的な担い手が多く、農地の新たな権利移動の約3割は売買で行われ、永続的な農地利用が行われていること、それから、農業委員会をはじめ、市町村や農業団体など地域の関係者が協力して農地の権利調整に取り組む仕組みが機能していることがあげられると考えております。4の今後に向けてでございますけれども、今後は、北海道においても、農業経営体の数はさらに減少するだろうと見込まれておりますので、経営規模が拡大して、市町村エリアを越える広域調整が増加すると見込まれると考えております。こうした業務に個々の地域の関係機関だけで対応していくのは、今後の組織体制を考えると大変ですので、農地バンクがこれまで以上に地域の関係者と連携を強化していくことが重要と考えております。このために、新たな農地施策の下で農地バンク機能の強化を図って、地域主体の権利調整の仕組みを活かしながら、担い手への農地の利用集積、さらには面的な集約化を進めていくべきと考えております。現在、どういう取組をしているか下に示しておりますけれども、本年4月の法施行に向けて、農地バンク機能を担う北海道農業公社をはじめとする道内関係者で協議の場を設け、令和3年5月から活動しております。この場で、具体的な事務の進め方などを検討し、国への提案を行っております。通達等に北海道の実情が反映されるなど、制度の円滑な推進に取り組んでおります。今週の2月1日からは、道内5か所の地域で制度説明会を開催する運びになっております。また、地域主体の権利調整の仕組みを活かす観点から、知事の権限を市町村長に委譲する準備も進めているところでございます。こうした取組を通じまして、新たな農地施策が地域農業の将来のために活用されるよう、国の支援策も活用しながら取り組んでいく考えでございます。報告は以上です。

(近藤会長) ただいま、説明がありました内容について、何か御質問はございますか。

(岩井委員) はい、岩井と申します。一つ、教えてください。資料に「意欲的な担い手が多く」と担い手の話があるのですが、これに関してどのような根拠資料といえますか、それを用いているのかということと、具体的に、年齢層であるとか又は、どのような個人的な声であるとか、そういうところを教えてくださいと思います。

(大塚課長) 意欲的の数値化はなかなか難しいところではありますが、本道では、地域の中核的な担い手はまだまだ農地を拡大して経営を強化していこうという動きが沢山見られます。生産物の加工に取り組む例も大変多い。こう言ったところが本州に比べ意欲が高い。それと、年齢層も本州は、30代、40代が大変少なくなっている事に対して、本道は、30代、40代が統計上府県に対し多い。こう言った点からも意欲がある担い手が多いとしています。

(近藤会長) よろしいでしょうか。

(岩井委員) はい。

(近藤会長) ありがとうございます。次に、(2)北海道農村地域産業導入基本計画について、事務局より説明をお願いします。

(2)北海道農村地域産業導入基本計画の変更について

(原担当課長) 農業支援担当課長の原です。道では、現在、北海道農村地域産業導入基本計画の

変更手続を進めておりますので、お手元の「資料2-1」により、変更素案の概要について御説明いたします。はじめに、1ページの1の(1)の「農村産業法の目的」についてですが、この法律は、昭和46年に、①農村地域への産業の導入の促進、②農業従事者の就業の促進、③農業構造改善の促進を図り、農業と産業との均衡ある発展に資することを目的に制定されました。次に、(2)の「計画体系と主な支援措置」についてですが、農村産業法に基づき、国が基本方針、都道府県が基本計画、市町村が実施計画をそれぞれ策定することとなっており、現在、道内では53市町村が実施計画を策定しております。計画達成のための主な支援措置については、右の図に記載しておりますが、支援措置は主に3つあり、税制上の措置、金融上の措置、予算上の措置がそれぞれ講じられています。次に、2の「農村産業法の改正」について(1)の「法改正の内容」についてですが、昨年5月20日に、第12次地方分権一括法の制定により、農村産業法が改正されました。この法改正により、都道府県が策定する基本計画の記載事項から「導入すべき産業の業種」が削除されました。(2)の「法改正による導入すべき産業の業種の扱い」には、この削除に伴う変更点を図にまとめております。左側の法改正前の扱いでは、都道府県の基本計画に導入すべき産業の業種を記載することとなっており、市町村は、基本計画に記載のない業種を実施計画に定める場合は、都道府県が基本計画を変更して業種を追加することが必要でした。右側の法改正後の扱いでは、都道府県の基本計画に導入すべき産業の業種の記載がなくなり、市町村は、地域のニーズに応じた業種を含んだ実施計画を早期に策定することが可能となります。また、この法改正にあわせて、国の基本方針が変更され、(3)の二重丸のとおり、①基本計画に、導入すべき産業の業種の考え方の記載と、②目標年次の削除が行われました。こうした内容を踏まえ、道では、現行の基本計画を変更することとしましたので、2ページの「3 基本計画の見直し」を御覧ください。まず、(1)の「現行の基本計画」についてですが、現行の基本計画は、前文、義務的記載事項、任意的記載事項及び別表から構成されており、「導入すべき産業の業種」として、製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業及び農業の6業種を記載しています。なお、基本計画の現行の構成につきましては、お手元にあります「資料2-2」の左側に記載しておりますので、後ほど御覧ください。(2)の「基本計画の変更」について、二重丸の「主な変更内容」についてですが、1点目が、①の「導入すべき産業の業種の削除」です。今回の法改正により、これまで道の基本計画で定めていた「導入すべき産業の業種」を削除するものです。2点目が、②の「導入すべき産業の業種の選定の考え方の記載」です。国の基本方針に即し、市町村が実施計画で導入業種を定める際の基準となる「業種の選定の考え方」を道の基本計画において定めるものです。3点目が、③の「目標年次の削除」です。国の基本方針で目標年次が削除されたことから、道の基本計画においても目標年次を削除するものです。4点目が、④の「法改正や計画策定後の状況変化などを反映した『項目の再編』及び『語句修正等』」です。なお、基本計画の変更後の構成につきましては、先ほど御覧いただいた「資料2-2」の右側に記載しておりますので、後ほど御覧ください。最後に、4の「今後の予定」ですが、令和4年12月20日から令和5年1月19日までパブリックコメントを実施しましたので、こうした意見を踏まえ、2月に変更案を作成し、国と法定協議を行う予定です。その後、3月には、国の同意を得て、変更後の基本計画を公表することとしております。なお、お手元の「資料2-3」は、基本計画の変更素案の全文となっておりますので、後ほど御覧ください。以上、ご報告とさせていただきます。

(近藤会長) ただいま、説明がありました内容について、何か御質問はございますか。次に、(3)の農林漁業における環境負荷低減事業活動の促進に関する北海道基本計画について、事務局より説明をお願いします。

### (3) みどりの食料システム法に関する北海道基本計画の策定について

(大浦課長) 「みどりの食料システム法」に基づく「北海道基本計画の概要」について、「資料3-1」により御説明いたします。昨年の8月30日に開催しました第1回の本審議会において、委員の皆様から本計画の素案について御意見を伺ったところでありますが、その後、パブリックコメントなどを経て、昨年の12月23日に策定・公表しましたので御報告いたします。はじめに、左上の1の計画策定の趣旨ですが、農林漁業者の環境負荷低減事業活動を促進することにより、本道の農林漁業が持続的に発展し、国民の食を支える役割を果たしていけるよう、道と道内179市町村との共同により策定しました。計画期間は、令和4年度から8年度までの概ね5年間としております。なお、この計画に基づいて、環境負荷低減事業の認定を受けた生産者は、機械や施設等を導入する際に、税制面や金融面でのメリット措置が受けられることになっております。続いて、右側の3の「環境負荷低減事業活動の促進に関する事項」の目標についてですが、燃料燃焼によるCO2排出量の削減や化学農薬、化学肥料の使用量の低減については、令和12年度までの新たな目標値を定めたほか、YES!clean農産物や有機農業の取組面積、GNSSガイダンスシステムの累計導入台数については、既に策定済みのクリーン農業推進計画などから引用しております。次に、「環境負荷低減事業活動の内容」についてですが、生産者が環境負荷低減事業の認定を受ける際に、対象となる事業活動の内容を定めたものであります。(1)土づくりと化学肥料・化学農薬の削減を一体的に行う事業活動として、有機農業などを、(2)温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動として、農林業機械や漁船の省エネルギー化など、その他として、土壌への炭素貯留に資する生産方式の導入などをそれぞれ記載しております。次に、上から4番目の「環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用されることが期待される基盤確立事業の内容」としては、生産者が容易に環境負荷低減に取り組めるよう、道総研農業試験場や民間企業が行う新品種や新技術の研究開発、センシング技術等を活用した土壌診断などについて記載しております。詳細については、「資料3-2」に計画本体を添付しておりますので、後日、御確認ください。以上が、みどりの食料システム法に係る「北海道基本計画」の概要でございます。以上でございます。

(近藤会長) ありがとうございます。ただいま、説明がありました内容について、何か御質問はございますか。次に、資料4の第6期北海道農業・農村振興計画の地域農業・農村の「めざす姿」の取組状況について、事務局より説明をお願いします。

### (4) 地域農業・農村の「めざす姿」の取組状況について

(大浦課長) 資料4をお取り寄せください。第6期北海道農業・農村振興推進計画に基づき、地域毎に定めている農業・農村の「めざす姿」について、令和4年度の取組状況を御報告いたします。まずは、表紙の裏面になりますが、道内12の地域では、令和12年度を目途とする「めざす姿」を設定しており、その中から本日は、4地域の取組事例を御紹介させていただきます。まずは、1ページを御覧ください。空知地域では、「北海道の米生産をリードする魅力ある空知水田農業」をめざす姿として掲げ、スマート農業などを推進しています。3ページに記載していますが、空知地域では、令和3年12月に空知スマート農業推進協議会を設置するとともに、右側の「取組の概要」にあるとおり、令和4年5月にアクションプランを策定し、スマート農業の取組事例調査や地域協議会が実施する実証試験への支援、意見交換会やシンポジウムを開催しました。下には「取組成果と今後の展開」を記載していますが、空知管内で活用できる試験データが5事例増加したこと、また、今後は、更なる試験データの充実を図るとともに、シンポジウムなどを通じて、得られた知見を広く関係者で共有することにしています。次に、15ページを御覧ください。渡島・檜山地域では、「小さくとも「キラリと輝く!!」道南農業」をめざす姿として掲げ、農福連携などの取組を推進し

ています。16 ページを御覧ください。右側の「取組の概要」にあるとおり、農業経営体や農業支援組織が営農や事業に必要な人材を持続的に確保するため、農福連携を推進しており、渡島管内ではトマト栽培において、檜山管内では立茎アスパラガスにおいて、それぞれ障がい者による農作業体験などを実施しております。下の「取組成果と今後の展開」ですが、農作業体験等を通じて、農業と福祉、相互の理解が深まったことで、農作業に従事する障がい者が増えるなど、今後とも地域に即した農福連携を推進していくこととしております。次に、31 ページを御覧ください。十勝地域では、「日本の食料生産を支え、地域を豊かにする農業王国十勝」をめざす姿として掲げ、有機農業などの取組を推進しております。33 ページを御覧ください。右側の「取組の概要」にありますとおり、十勝地域では、有機農業の気運醸成と農業者間の交流機会の創出を目的とし、とちちオーガニック振興会を設立して、有機農業の実践者と有機農業に関心を持つ農業者が情報交換等を行うための現地研修会を開催しました。下の「取組成果と今後の展開」ですが、研修会開催後のアンケート結果によりますと、有機農業に対する理解や関心が高まったことが伺え、今後とも生産者同士の交流や情報交換を行い、環境保全型農業の推進に取り組んでいくこととしております。最後になりますが、34 ページを御覧ください。釧路・根室地域では、「我が国の酪農を牽引し続け、次の世代が夢をもつことのできる農業・農村」をめざす姿として掲げ、草地型（循環型）酪農などの取組を推進しています。37 ページを御覧ください。麦類同伴栽培は、牧草と麦類の種を同時に播く栽培技術であります。雑草の繁茂が抑制できるなど、十分な粗飼料の確保が期待できる一方、栽培技術の構築が課題となっており、釧路・根室地域では、令和6年度からの普及推進を目指して、実証試験や意見交換などを実施してきました。下の「取組成果と今後の展開」ですが、実証試験の結果、雑草の抑制や収量の確保が確認されたことから、令和5年度については、麦類同伴で播種した草地の2年目の植生や収量を検証することとしています。以上、道内の代表的な取組を紹介させていただきました。以上でございます。

(近藤会長) はい、ありがとうございました。ただいま説明がありました内容について、何か御質問はございますか。続きまして、議題の意見聴取に入りたいと思います。進め方については、事務局から資料5-1「食料・農業・農村基本法」についてと、資料5-2「食料・農業・農村基本法」の見直しに向けた意見・提案について説明をしていただいた後に、委員からの御意見などをいただきたいと思っております。

## ○ 意見聴取

### (1) 「食料・農業・農村基本法」の見直しについて

(大浦課長) 資料5-1をお取り寄せください。「食料・農業・農村基本法」と食料・農業・農村を取り巻く情勢について御説明いたします。1ページをお開きください。戦後農政の大きな流れですが、昭和36年に「農業基本法」が制定され、その後、農業者の高齢化や国際化の進展など、農業・農村をめぐる状況が大きく変化してきたことを踏まえ、平成11年に「食料・農業・農村基本法」が制定され現在に至っております。次に、4ページをお開きください。我が国の食料自給率の状況ですが、昭和35年度の79%から令和3年度には38%と大きく低下しており、これは、食生活の多様化が進み、国産で需要を満たすことができる米の消費が減少した一方で、畜産物や油脂類の消費量が増加したことが主な要因となっております。次に、5ページと6ページは、我が国の農業構造の変化について、7ページと8ページは、北海道農業の特徴と地位について、それぞれ記載しております。次に、9ページと10ページは、食料安全保障上のリスクの顕在化についてですが、国内で消費される小麦の約8割、大豆の約9割、とうもろこしのほぼ全量が輸入に依存しています。また、肥料原料については、国内での自給が困難であり、ほぼ全量を輸入に依存しており、国際価格の高騰が国



内の食料や生産資材価格の高騰の要因となっています。12 ページをお開きください。基本法をめぐる動きについてですが、世界的な食料情勢や気候変動など、我が国の食料・農業を取り巻く課題の変化を踏まえ、国では基本法について、制定後約 20 年間で初めて、総合的な検証と見直しに向けた検討を進め、令和 5 年度中に基本法改正案を国会に提出することを視野に、本年 6 月を目途に食料・農業・農村政策の新たな展開方向の取りまとめについて、総理大臣から指示があったところです。次に 13 ページと 14 ページは、基本法の見直しに向けた農林水産省の取組を記載しています。15 ページをお開きください。基本法の改正を踏まえた道の対応ですが、右側に記載しているとおり、道では、世界の食料需給をめぐるリスクが顕在化する中、我が国の食料安全保障の強化に最大限寄与していくため、昨年 7 月、庁内に「食料安全保障に関する推進チーム」を設置し、これまで昨年 8 月と 10 月の 2 回、食料安全保障の強化に向けて、国と意見交換を実施してきたところであり、12 月 27 日に決定された「食料安全保障強化政策大綱」の中に道の提案も一定程度反映されたものと考えています。また、今般の基本法の見直しに当たっても、本道農業・農村の実情に即した見直しとなるよう、本日の審議会での意見も踏まえ、本推進チームが中心となり、2 月上旬に国と 3 回目の意見交換を実施するとともに、3 月には国に対して、政策提案を行う予定としています。続きまして、資料 5-2 をお取り寄せください。「食料・農業・農村基本法」の見直しに向けた道としての意見・提案（案）について御説明いたします。1 ページをお開きください。「食料・農業・農村基本法」の法体系ですが、第一章の第二条から第五条に 4 つの基本理念が記載されており、第二章では、これらの基本理念に基づく基本的施策が記載されています。3 ページをお開きください。3 ページ以降からは、基本法の 4 つの基本理念に基づき、左側に国の基本法の基本理念、真ん中に「道の基本的な考え方」、右側に見直しに当たった「道からの意見・提案（案）」を記載しております。まずは、「食料の安定供給の確保」についてですが、3 ページから 4 ページにわたり整理しております。道の基本的な考え方としては、我が国最大の食料供給地域として、国民の食を持続的に支える役割と責任があることから、国内で生産できるものはできるだけ国内で自給し、本道を支える生産基盤の維持・強化とコスト面に対する国民理解の醸成が必要と考えております。このため、道からの意見・提案としては、（1）「食料の安定供給の確保に向けた構造転換」として、小麦、大豆、とうもろこしの過度な輸入依存からの脱却に向けて、主産地である本道において、増産していく必要があると考えております。次に、（2）「生産資材の確保・安定供給」としては、農業生産を支える生産資材や種子の安定的な供給・確保が重要と考えております。次に、4 ページに移りまして、（3）「輸入農産物の対応と海外市場への販路拡大」として、本道の主要な農産物において、国内で需給の不均衡が発生していることを踏まえ、適切な輸入の実施と、海外市場への輸出促進が重要と考えています。次に（4）「再生産可能な価格形成」として、大規模で専門的な本道農業では生産資材等の価格高騰は経営への影響が大きいことから、再生産が可能な価格形成が必要と考えています。続いて、5 ページをお開きください。「農業の持続的な発展」についてですが、5 ページから 8 ページにわたり整理しております。道の基本的な考え方としては、我が国の食料自給率の向上と食料安全保障の強化に最大限寄与していくため、生産基盤の強化と多様な担い手や人材が活躍する農業・農村の確立が重要と考えております。このため、道からの意見・提案としては、（1）多様な担い手と人材の育成・確保や、（2）農地の集約化と適正利用、（3）経営安定対策の充実、（4）農業農村整備の計画的な推進、（5）研究開発、社会実装、育成者権の確保、（6）家畜伝染病、病害虫等への対応強化、（7）環境と調和した農業の展開の 7 つの項目を挙げています。続いて、9 ページをお開きください。「農村の振興」と「多面的機能の発揮」についてですが、9 ページから 10 ページにわたり整理しております。道の基本的な考え方としては、全国の 4 分の 1 の耕地面積を占める本道が、国土の保全や美しい農村景観を形成するなど、多面的機能の発揮を通じて、国民生活に豊かさと潤いをもたらしていることから、

今後とも、農村の振興を図ることが重要と考えております。このため、道からの意見・提案としては、（１）農村の活性化や、（２）農村インフラの持続性の確保、10 ページに移りまして、（１）多面的機能の発揮の3つの項目を挙げています。以上が、「食料・農業・農村基本法」の見直しに向けた道からの意見・提案（案）となりますので、委員の皆様からの忌憚のない御意見や御提案をよろしく申し上げます。以上でございます。

**（近藤会長）** ありがとうございます。ただいま御説明がありました内容について、意見聴取をしたいと思えます。委員の皆様から、御質問や御意見などがありましたら御発言をお願いしたいと思えますが、慣例によりまして、生産者グループ、消費者グループ、一般あるいは学識経験者の順に進めさせていただきます。なお、時間が限られておりますので、これからの御発言は、1人当たり3分程度でお願いしたいと思えます。それでは、私から指名させていただきたいと思えます。いつものとおり、第1グループといたしましては、生産者、農業団体グループから、本間委員、串田委員、申し上げます。

**（本間委員）** 本間です。よろしく申し上げます。

それでは私から3点申し上げます。1点目は、今の基本法が制定されて、20年以上経過しており、その間、北海道の農家戸数はほぼ半減し、戸当たりの経営耕地面積が約2倍に増えております。今後も農家戸数の減少が想定される中で、担い手の育成・確保、これはいうまでもございませんが、担い手の更なる経営規模拡大に対応した環境整備、いわゆる、生産性効率の向上に向けたスマート農業などの技術開発を併せて、その基盤となる農地、用排水施設の整備保全を計画的に進めていくことが不可欠であり、基本法の中に明記していただければと思えます。

2点目は、現在、国におきましては、水田の畑地化を重点的に進めており、その考え方は、理解しております。一方で、これまで整備・保全されてきた用排水施設と農業用水、その貴重な財産をどう守っていくのかというのが大きな課題だと考えます。今後、農家戸数の減少と水田の畑地化が進むことによって、末端までの用排水施設を、今後、誰がどのように保全・管理していくのか。また、農業用水は地域の貴重な水資源として、どのように守っていくのかなどについて、基本法の中に位置づけしていただきたいと考えております。

3点目は、農村地域の防災・減災対策であります。近年、頻発する集中豪雨、あるいは長雨などにより、洪水の発生、あるいは湿害などに対する防災・減災、農村地域の強靱化対策の着実な推進を是非盛り込んでいただければと思えます。

**（近藤会長）** はい、ありがとうございます。串田委員、申し上げます。

**（串田委員）** 串田です。よろしく申し上げます。丁寧な説明、大変ありがとうございました。

食料・農業・農村基本法の見直しに関しましては、今、かつてない非常に厳しい農業情勢の中で、見直しということで、私たち農業者に取りましては、この見直しにつきまして、今後の持続的農業のためにも非常に重要として、期待をしているところでございます。その中で、JAグループ北海道と致しまして、去る12月に「食料安全保障の強化と持続可能な北海道農業の確立に向けた展開方向」を決定させていただいたところでございます。この展開方向につきましては、現在の環境変化を踏まえ、需要の期待される食料・自給飼料等の安定生産、安定供給と農業の環境負荷軽減の両立を図りながら、再生産可能な農業所得を確保することを実現するという考え方であり、我が国最大の食料供給基地、北海道の使命を果たすためにも、上記の展開方向の考え方を基本法に反映していくことが非常に重要であると認識しているところであります。そう言った点を含めまして、今回の基本法の検証・見直しにあたっては、5点ほど意見を述べさせていただきたいと思えます。

まず、1点目につきましては、これまでの食料・農業・農村基本計画で掲げました食料自給率等の実現状況について検証を行うとともに、検証結果を踏まえ、真に我が国の食料安全保障の強化に資する食料・農業・農村基本法を策定することが非常に重要だと考えております。次に、国民理解の醸成を図った上で、消費者、事業者の行動変容を図り、生産コストの増大分につきましては、しっかりと価格転嫁を行うことのできる仕組みの実現が必要だと考えております。また、農畜産物には豊凶変動があり、生産体系の変更や生産調整には一定の時間を要することなど、農業特有の事情がありますことから、担い手が将来展望を描き、創意工夫をもって営農を継続する為に、予期せぬ需給変動や生産環境の変化を緩和するための制度、仕組みを整備すべきだと考えております。そして、生産されたものが、しっかりと流通されることが食料安全保障の確立になりますので、万全な物流体制の構築が必要不可欠だと考えております。

最後になりますけれども、資料5-2に記載されている「環境と調和した農業」という項目については、「環境負荷軽減の取組だけを行うもの」ではなく、あくまでも「食料・飼料の安定生産と環境負荷軽減の両立」を図りながら、再生産可能な農業所得を確保することであると思っておりますので、その実現が持続可能な北海道農業の実現となるものと思っておりますので、そのような認識で今後、よろしくお願ひしたい。以上でございます。

(近藤会長) はい、ありがとうございます。色々意見が出された訳でございますけれども、道側の方でコメントなどございましたらお願いします。

(鈴木次長) はい、本間委員、串田委員、大変ありがとうございます。本間委員からは、3点ほど御意見がございまして、担い手の育成・確保を進めていく上でも基盤整備の計画的な推進が必要との意見。また、農業用水の確保、これは誰がどのように保全していくのかという御意見がございました。また、3点目としては、防災減災対策の推進が必要との意見だったと思います。この辺は、まとめて農村振興局長の方からお話ししていきたいと思ひます。また、串田委員からは5点ほど御意見をいただきました。食料自給率を検証した上で、基本法をしっかりと見直していく必要があるとの意見がございました。また、国民理解の醸成を図った上で、生産可能な価格転嫁が必要ではないかとの意見がありました。この部分は後ほど私の方から答えたいと思ひます。また、予期せぬ需給変動を含めて、生産環境の変化を緩和する制度、仕組みを検討すべきという意見がございました。この辺については、生産振興局長と農業経営局長の方から、また、物流体制の構築については、食の安全推進局長の方から御説明します。最後に、環境負荷低減の取組と生産との両立については、私の方から説明させていただきます。まずは農村振興局長からお願いします。

(高崎局長) はい、農村振興局長の高崎です。3点ほどありましたが、先に、担い手の不足と防災減災という形の中で、資料の4-2の中で、農業の持続的な発展の中の農業農村整備の計画的な推進の中に、国際化の進展や農家戸数の減少、頻発・激甚化する自然災害への対応など様々な課題に直面という形の中で、農業の生産力・競争力の強化やスマート農業の推進、農村地域の強靱化に不可欠な農業・農村整備の計画的かつ着実な推進を提示させていただいております。これにつきましても、委員から御指摘があったとおり、農作物の収量や品質・生産性を向上させる農地の大区画化や排水対策の基盤整備を推進するほか、施設の長寿命化・耐震化の防災対策を進めることが必要という認識の下に記載させていただいております。次に、水田の畑地化につきましては、農業用水をどのように守っていくか、これは非常に重要な課題と認識しております。この辺につきましては、水田、末端までどのような形でとか、地域で良く話し合いながら重要な認識として、今後も進めていきたいと思っております。

す。

(鈴木次長) 続きまして、生産振興局長から御説明します。

(新井局長) はい、生産振興局長の新井でございます。串田委員から御指摘がありました資材、飼料などの需給変動の関係でございますけれども、飼料なり肥料は輸入に依存している部分が多くございますので、それを国産で確保するという取組が重要になってくる訳ですけれども、そういった状況がある中で、まさに今、価格が高騰して、高止まりしている状況でございますので、そういった時に経営の負担をどう持続的に軽減していけるかが、大きな課題だと思っております。

(鈴木次長) 続きまして、関連で農業経営局長をお願いします。

(瀬川局長) 農業経営局長の瀬川でございます。需給変動とか予期せぬ生産環境の変化を踏まえまして、農業保険制度ということで、共済や収入保険、その他、経営毎の安定対策がございます。こういったものを検証しながら皆さんのニーズに合わせる様に、国の方にも働きかけてまいりたいと考えております。また、返済が必要なのですが、いろいろなセーフティネット資金がありますので、こういった資金と併せて経営の安定化を図っていきたいと考えています。以上です。

(鈴木次長) 続きまして、物流関係につきまして山口食の安全推進局長、をお願いします。

(山口局長) 食の安全推進局長の山口でございます。串田委員からありました万全な物流体制の構築が必要ということでございます。気持ちは同じでございます。現在、輸送手段というのは、船舶、航空機、鉄道、トラックがございまして、どれもそれぞれ取引要件、農産物の特性に応じて合理的に選択されているものとなっております、どれも欠くことができないものということで、それぞれの機能を高めていくということが大事なという認識で関係の皆様方と引き続き連携していきたいと考えております。こうした中で現在、国の方と道、J R北海道と貨物の関係で事務レベルでの、整理、意見交換等が進められていると承知しております。

(鈴木次長) 最後に、私の方から串田委員から3点ございました。まず1点目の食料自給率の検証をしっかりと行った上で、法の改正が重要との意見がございました。まさしくそのとおりだと思います。現行の法が見直された平成11年の全国の食料自給率を見ますと、カロリーベースで40%でございます。直近の令和2年度で37%、令和3年度で38%、ほぼ横ばいから若干下がっているというところを見ても、食料自給率を上げていくために、どういう施策が必要なのかという検証をするということは、大変大事な指摘だと思いますし、国にも働きかけていきたいと思っております。一方で、北海道について、食料自給率で比較しますと、天候による若干の上下はありますが、平成11年で178%ございました。直近の令和2年で217%ということで、まぎれもなく北海道が全国の食料を担っているという事なのだろうと思っております。引き続き、本道が、その役割を担っていける様に、必要な施策の構築に向けて国に働きかけてまいりたいと思っております。また、国民理解を醸成した上で、価格転嫁をするべきだという話もございました。言いかえれば、生産コストが適正に販売価格に転嫁される必要があるのではないかと、事なのだろうと思っております。今後とも引き続き、将来に向けて農業が持続的に発展していくためには、再生産可能な価格が必要となってくると思っております。当然、価格自体は、市場原理に基づいて形成されるものでありますけれども、一方で、生産コストが賄えな

いようであれば、農業の持続的な発展もないのだらうと思います。大変重要な視点として、踏まえさせていただきたいと思います。最後に3点目、みどり戦略の関連についてですが、環境負荷低減の取組と農業生産の安定という視点でございます。SDGsや環境負荷低減の推進というのは、世の中の大きな流れになっています。その中で、如何に、化学肥料や化学農薬を減らしていくのかということは、環境の視点からも重要でありますし、生産資材価格が高止まりしていますが、農業経営においても、経費節減の観点からも、重要な視点だと思います。北海道では、平成3年からクリーン農業の技術の推進に取り組んできました。これは、化学肥料や化学農薬を減らしながらも収量を確保するといった技術でありまして、現行、400を超える様々な技術が開発されております。それらの技術も活用しながら、生産の拡大と環境負荷低減の両立に取り組んでまいりたいと思っております。古原本部長が来ておりますので、技術的なことで何か補足がありましたらよろしく申し上げます。

(古原本部長) 肥料高騰に関しては、現在、農地にあるリン酸・加里などを十分使える様な、分析に基づいた肥料対応をさらに突き詰めていく研究課題を立ち上げて動かししておりますし、品種開発についても、現在の肥料で120%の収量で効率が良くなる様、進めていますし、業務用米として、そういったものも流通させていこうと考えています。こういった取組は、永遠とつなげていくことが必要かなと思っておりますので、御協力をいただきながら進めていきたいと考えています。

(近藤会長) はい、ありがとうございました。それでは、次に、菊入委員と上口委員に申し上げます。菊入委員、お願いいたします。

(菊入委員) はい、菊入です。基本法が最初に策定された1961年生まれでして、我が家は空知で水田農業ですが、1961年から比べると経営面積が約5倍になっております。その中で、いろいろな変換期があったと思いますが、技術的にも、馬の時代から耕運機になり、トラクターになり、今は衛星を使ったICTの時代になってきている中で、どんどん変わってきている。それに従って、単位面積当たりの収入が減っているから、面積を5倍に増えてきていると考えていまして、現在、変わってきている基盤強化促進法を最初に説明されましたが、それが大きな改革になる。これから、空知は北海道の2分の1の水田がありますので、今問題になっている水田活用直接支払交付金の見直し、それから畑地化事業の大きな水田農業の転換を向かえていると思っております。その中で、その転換期の後、大きな農地の移動はあるのか。そのことによって、地域がどのように変わっていくのか予想がつかない。見えていかない事態になっているのかなと思っております。その中で、道が作られている見直しに向けた意見は、非常に良く出来ていると思っております。僕らは、どうしても過激な言葉遣いになってしまいますが、良く柔らかく書かれていて良いなと思っておりますが、ただ、この描かれた目標に向けて、どういう具体策をこれから示していくのが一番大事なことになるのではないかと思います。この変換期を向かえて今の生産価格にあった農産物価格形成というのは、合理的な価格と国は言っていました、どうやって達成されるのか、形成されていくのかによって、離農だとかがどのように進むのか予想がつかなくて、農業委員としても大変、将来に向け地域の中でどのようにしていくべきか困っている状況であります。そんな中で、今説明のあったことが具体的に、きちんと施策に反映されて、これからも農業を北海道でやれることをお願いして、私の意見とさせていただきたいと思っております。

(近藤会長) はい、ありがとうございます。続いて、上口委員、お願いいたします。

(上口委員) 上口といいます。よろしく申し上げます。

私、ちょっと食料基本法とはずれのかもしれないかもしれませんが、お米も余っている、余っているといわれてもう何年、何十年だと思えるのですけれども、それは、消費者の方々がお米を食べないということもあるのだと思うのですけれども、ミニマムアクセス米とか、酪農業でいいますと牛肉などの関税の撤廃など、そういうことも、一つの交付金も減り、私たちのお米も余っている、備蓄米も余っていくという、そういう状況もあるのではないかと考えています。それで、そこに加えて価格高騰の資材と肥料、農薬ですね。我が家も今年度の試算をしたところ、100万円位そういうものが上がっています。今までの経営にプラスで上がっています。その中で、安定的な経営をしていくと書いてありますけれども、国の施策といいます、国がやってきたことに対して、このままでは、農家、酪農家の方達は皆廃業になって、この前、NHKのスペシャルでやっていたけれども、国内生産の農業者自体がいなくなっていく現象に私は陥っていくのではないかと。若い人達、担い手に将来の夢を持ってということなのですが、国の政策がどうしてもこういう状況になっておりますし、私達も国に翻弄されて今まで農業経営をしていますので、食料基本法といってもなかなか上手くいかない状況が書かれているのが現状かなと考えています。そして、食料自給率も、何年も50%にすると言っても上がってきていない現状は、こういう部分にあるのではないかと考えております。ちょっと食料基本法とは外れているのですけれども、そういう状況で、経営が安定しなければ、環境保全にもなっていない。SDGsと言われても、経営が安定しているからこそそのSDGsであって、経営が安定していなければSDGsも、なかなかそうならないかというのが私の思いであります。意見というか文句になってしまい、申し訳ないですが、今後、道がどのように日本の農業を守っていくのか、食料、食べ物が戦争で、もしかしたら北海道もやられるかもしれないし、分からない経済状況の中で、どのように道として、状況を守っていくのか、私達生産者が期待しているところでありますので、よろしくお願ひしたいと思っております。以上です。

(近藤会長) はい、ありがとうございます。道としての対応などございましたらお願いします。

(鈴木次長) 菊入委員、上口委員、ありがとうございます。菊入委員からは、今回整理した内容について、どう具体的に進めていくのか、施策に反映していくのか、という御意見だったと思います。また、上口委員におかれましては、安定的な経営を進めていく上で、どう取り組んでいくのか、という御意見だったと思います。まとめて私の方から回答させていただきたいと思います。今回、国においては20年ぶりに、基本法の改正を行う訳であります。法の改正ということで、概略的なところも多いものですから、具体的な内容が見えにくいということだと思います。法の下には、計画があります。当然、その計画に基づいて施策や予算が付いてくるわけです。そう言った意味で、起点になるのが法だと理解していただきたいと思っております。私ども、冒頭のスケジュールの中で、今年の3月に法改正に向けての提案を行うという事を申し上げました。それと併せて、予算に関しても、同じタイミングで国に対して要請を行うことにしております。法改正の部分では、具体的にはならない部分については、予算の要望もしっかり国に対しては申し上げたい。特に、予算において大事な部分は、全国一律の予算では、北海道の実態には合っていないということでございます。そういう意味で、北海道の実情は、冒頭説明しましたが、専門的で、面積が115万haありますけれども、その115万haをしっかり守りながら生産性を上げていくということ。そういうことが重要になってきますので、北海道の実情にあった施策というものを法の提案と併せて国に提案していきたいと思っております。また、ミニマムアクセス米の話もできました。ミニマムアクセス米は、国が貿易のルールの下で実施していると言ってしまうとそういうことなのですが、一方で、入ってきているお米につきましては、加工用とか、飼料用を中心に使われておりまし

て、食用には一切影響がないように対応しているという事であります。一方で国内では、減産をしておきながら、国においては、輸入しているというのはどうなのだという事がございます。貿易ルールの中でやっている事なので、難しいところはありますが、実情については、国にも提案していきながら、我々の生産への影響は極力少なくする様に対応していくことが大事なのだらうと思います。最後に1点補足をしますが、現行の基本法の中には、生産と輸入と備蓄、この3本が大きな柱となり食料の安定供給を図るとなっております。特に、生産の部分については、まさしく、北海道が担っていく役割なののだらうと思っております。以上でございます。

(近藤会長) はい、よろしいでしょうか。それでは、第3グループ、消費者として、仲沢委員と坪江委員、お願いしたいと思っております。仲沢委員、お願いいたします。

(仲沢委員) 仲沢です。よろしく申し上げます。

北海道農業の特徴と地位のところで、自給率は、てん菜が北海道で100%、小豆は北海道産が90%のうち十勝産が70%を占めております。十勝産の小豆は高品質で和菓子とても大切なのですが、小豆は、本州では好んで利用されております。最近、新聞等で令和5年産、6年産は、生産量が年間消費量を下回り、6年産の繰り越し在庫が433千俵まで減少し、需要が逼迫する予想をしています。求められる需要に応えるため、作付面積の拡大のお願いが新聞に掲載されました。結構大きく載っていたのですが、最近は大豆が食料安全保障の観点から増産が求められています。収量性や価格の安定、減農薬で栽培が出来ることで、省力作物として選ばれていて、小豆の生産が減少しています。実際小豆の需要がありますが、輪作で競合する大豆に対して、価格差があり小豆に対して付加価値を付けた価格が大切ではないかと思っております。また、コロナ禍で需要が減り価格が乱高下することは、生産者のリスクとなるため、今後、契約栽培の取組や価格の保障制度を設けて安定化を図ることで、持続可能な作付けが出来るかと思っております。

また、十勝の本別の製糖工場、北糖本別が今年度で閉鎖されました。砂糖の需要が減ってきているのが原因だそうですが、老朽化もありますけれども、今後、いも、豆、ビート、小麦の輪作体形が崩れないように、良質な食料が安定的に供給され、強い生産方法確立して輸入に頼らない自給率を高めるためにも、今後、必要ではないかと思っております。

また、化学肥料の原料は全て輸入であり、燃料も高騰しています。それに対する補助金等もお願いしたいと思っておりますし、クリーン農業の確立も価格安定の確保で大事だと思います。

9ページの食料安全保障上のリスクについて、遺伝子組換え制度が23年4月に改正されます。現在は遺伝子組換えではないと表示がされていますが、新制度では、適切に分列、生産・流通・管理されているなど表示が可能で、遺伝子組換え混入防止管理済み表示となっていますが、作物や種子は、消費者は表示のみが頼りとなっています。今後も、不正表示等ないように国と厳しく、表示義務の徹底をしていただきたいと思います。以上です。

(近藤会長) はい、ありがとうございます。坪江委員、お願いいたします。

(坪江委員) はい、よろしく申し上げます。

私の方から2点ほど、先日、日生協の方で、食料・農業・農村基本法の事前学習というか、そういうところに参加したのですが、その中で感じたのは、私は、北海道は日本国内の食を支えるところだと思っている。その話を聞いていると、なかなか本州の方でそういう思いにつながっていないのではないかと感じました。1番目は物流の関係で、どうも海を越えるということは、国の食料を支える北海道の生産物というものとはつながっていない感じがしましたので、その辺をもっと評価できるような話し合いを進めていけたら良いのでは

ないかと感じました。

もう一つですけれど、北見工業大学が環境の面で新しい肥料といいますか、牛の排せつ物から土の循環を考える商品の研究をされているということで、興味を持って聞いていたのですが、化学肥料が高騰している事とか、化学肥料による環境の問題などから、新しいそのような、牛の排せつ物から環境の面も考えた肥料やクリーンエネルギー、そういうものの研究はこれからもされていくのか、これからどのような準備をしていくのか、ありましたら聞いてみたいです。よろしく願いいたします。

(近藤会長) はい、生産面の価格、大豆、小豆ですとか、畑作の連作体系の課題。それから、物流の問題とそれから新しい肥料ということで環境との関わり、その辺について、道からコメントをお願いします。

(鈴木次長) はい、仲沢委員、坪江委員、大変ありがとうございました。ただ今いただいた意見でございますが、会長からもお話しがありましたけれども、大豆や小豆、砂糖については、輪作体系が崩れない様に、輸入に依存しない体制が必要ではないか、という話が1点ありました。また、遺伝子組換えの関係につきましては、表示の義務を徹底することが重要ではないかという話がありました。また、坪江委員からは、北海道は食料を支えているのだけど、海を越えてからも、もっと評価されるべきではないのかという話。最後に、化学肥料の関係で、技術開発を含めて動きがあるのかという話がございました。輪作体系については、新井生産振興局長の方からお願いします。遺伝子組換え作物と物流の面については、山口食の安全推進局長、化学肥料の関係については、古原本部長からよろしくお願いします。

(新井局長) 新井でございます。仲沢委員から御指摘をいただいた小豆の関係は、御指摘のとおりと思っております。小豆に関しては、コロナで需要が落ち込んだことによって、生産も落ちちゃった。需要は戻りつつある一方で、麦・大豆を増やしていこうという動きがあるのですが、小豆に関して、なかなかそういった声が出て来ていないところであり、まさに、ホクレンやJAグループの方でも小豆の作付けに取り組んでいるわけですが、やはり、大豆と小豆の間で動くのではなく、豆全体として、生産拡大が大事なかなと思っておりますので、複数年契約ですとか、そういったことをしっかり進めていくことが大事と思っております。砂糖の関係にしても、御承知のとおり、砂糖の消費量は残念ながら減少傾向が続いていることもあって、砂糖の見直しなどがあったところがございます。実際に、加工用馬鈴しょに関しましては、もっと需要があるのに供給仕切れていないという実態もございますので、需要に応じた作付けが重要なのだらうと思っております。一方で、委員がおっしゃったとおり、畑作4品といいますか、畑作輪作の重要な品目であるてん菜でありますので、そこはちゃんと作付けを維持する、また、作付け出来るように消費拡大に取り組んでいくことが大事と思っております。以上でございます。

(山口局長) 食の安全推進局長の山口でございます。2点ございまして、1つは、遺伝子組換え作物の任意表示制度についての改正ということで、令和5年4月から施行されるところでございます。より厳格にという中での改正で、我々の方も、食の安全・安心委員会がございまして、そちらの方で併せてしっかり情報を含めて整理していきたい。また、国に対してもきちんと制度が利用される様、その都度提案していきたい。遺伝子組換えと併せて、ゲノム編集も検出できる様に開発して表示出来るよう、選択できるようにしていきたいと思っております。それから、物流の方ですが、先程、串田委員の時にお話をしましたが、物流については、暮らしを支えていることを、道民の皆様も含め、しっかり理解していただきたい。私も同じ考えでございます。



(古原本部長) 肥料に関して、北見工大さんの動きは十分把握していませんけれども、うちの試験場として取り扱っているものは、簡単に分けると、たい肥を材料としてハンドリングを良くしたものの試験研究を進めているところです。肥料に関しては、循環型のものに近づけていく方向性もあるのかなと思っていますが、ただ、たい肥は水分が高いので、運搬でも散布でも、その作業時間が掛かり、扱いがどうだとか、その辺を技術開発のところで、進めていけると将来にわたって貢献できるのかなと考えています。まずは、散布しやすさというところで、検討を進めております。

(近藤会長) はい、よろしいでしょうか。では、第4グループとして、岩井委員と浜田委員にお願いしたいと思います。岩井委員、お願いいたします。

(岩井委員) 岩井でございます。改めまして、よろしく申し上げます。

私は、北海道美唄市出身です。九州の方に6年、福島の方に3年住んでおりました。2021年から地域おこし協力隊ということで地元に戻っております。農業に係わりだしたのが2022年4月からです。地域文化資源ということで調査を始めたというものです。私の専門は社会教育、市民参加と地域文化資源とこのようなバックグラウンドを持っております。それで、3点お伺いしたいと思います。

教育、女性参画、高齢化、これについてです。先程、私が質問させていただいた中で、矛盾するなというところがあって、意欲的な担い手が多くというところで一つ文言としてあるのですけれど、もう一つ、めざす姿のところでも、渡島・檜山地域のところでも現状と課題のところ、高齢化と後継者不足により大量離農の危険とか、雇用を募集してもなかなか申し込みがないというところで、矛盾が感じられるなというところが1点ありました。このお話の中にもあったのですが、人材育成に関してなのですが、担い手を何か単なる労働力として捉えているのかしらと疑問に思うところがありました。農業者側からみて、使用価値があるかどうか（という観点からのみの）雰囲気があるのかなと思ってしまいました。そうではなく、出来れば農村に対する愛着形成とか、そうでないと仕事は続かないのではないかと思うのです。私だったらものとして扱われたらすぐ辞めます。愛着形成をしていかないと、根付かない。そのためにはどうしていったら良いかというところを考えていただきたいと思っています。地域おこし協力隊でも皆が皆、土地に根ざす訳ではなく辞める方もいっぱいいらっしゃいます。どうしてかというところも、同じ様な問題を抱えていると思います。よそ者をよそ者のまま、北海道の風土でしょうか、「好きにすればいいべや」ではなくて、どうやったら育成していけるのか、この大切な人材をどうやったら根付かせていけるのかという愛着を形成させるというところの教育ですね。あと地域の受け入れ方、包摂、というところもうちょっとお示しいただければと思いました。

あと、具体的に、私のいる美唄市では、グリーンルネサンス事業といって、小学校から田植えとか、稲刈りとか脱穀をやっております。私もやってきました。学校の先生方は農業の事を分かっているかというところ、先生方は教育の専門家であって農業の専門家ではないので、なかなか（農業を教えることは）難しい。勿論、手伝ってくださる地域の方は沢山いますが、農業側から小学校の教育にアプローチしていくような試みがないかなとずっと思っていました。そうしていくことで、教育に資することができる。よそ者を包摂するとか、子どもの頃から育てるというところがあって、初めて農村回帰が根づくのではないかと思っています。それが、1点目です。

2点目なのですが、前回の農業・農村基本法のところにも書いてあるのですが、是非、大切にさせていただきたいというところが、「女性の参画の促進」で、これは5ページにあります。今回の改正の意見というところでは、女性の参画のところあまり感じられなかったというのが印象としてあります。参画というのは、ただ居るだけではなくて、意

思決定のプロセスの場に居る、そして女性の意見が尊重されるということを意味します。ここをもう少し拡大して捉えていただければと思っております。どうしたら女性が活躍できるか、土壌が作られていくのかに関してかを踏み込んだ文言があれば良いなと思いました。

あと、もう一点は、その下に、高齢農業者の活動促進というのがあります。私、地元で（野菜の）対面販売をしている女性グループの方のところへ調査に入っています。その方達、ちょっと高齢化しておりまして、農家の奥さんなのですが、ほとんど70歳位の方です。その方達に聞きますと、以前の農家の奥さん方は70歳ちょっとで引退していたというふうにいわれていました。今の方達は80歳位まで働いていると、ちょっとやはり体がキツイのではないかという御意見もありました。なので、高齢農業者の活動促進というところで、これは、生きがいというところでも素晴らしいのですが、健康を担保しながらのところも、もう少し尊重していただければと思えます。以上3点です。

(近藤会長) はい、浜田委員、お願いいたします。

(浜田委員) はい、私、町村会という立場もあるのですけれども、今日は、基礎自治体のトップとして発言をさせていただきたいと思えます。

私の周りに農業の方が沢山います。不安は抱えている。しかし、やる気はある。担い手の問題もそうなのですけれど、我々も含めて、みんな頑張っている。ここから一つお願いとなるのですけれど、今回の法律の書きぶりについては、私は特に何もありません。一つの意気込みという意味で、国もそうですし、北海道も努力していると思っておりますけれど、改めて、政治的な要素が入ってしまうかもしれませんが、この法律をおいておいたとしても、北海道の立ち位置として、農業は大切だと十分わかっていると思っておりますので、改めて力強いメッセージを、毎日言ったら効果が無いですが、それと同時に具体的な政策というものも是非出させていただきたいというのが一つ。その上で、我々基礎自治体としての責任というものがあると思っておりますので、この辺は、北海道と我々基礎自治体と色々な情報交換をしながら地域の生産者の声というものに具体的に答えていかないと改めて今日感じました。

もう一つ、消費という立場も我々持っておりまして、10月の後半に姉妹町ですとか、他の自治体と契りを結んでいる関係があって、東北の宮城と山形、それから九州の宮崎へ行きました。あるホテルに泊ったら、「牛乳はないのですか」と聞いたら、コンビニに行って買ってきてくださいと言われました。それで、帰ってきて地元の組合長とも話しをしたのですけれど、牛乳の消費拡大は我々当然と思っていたから、府県によって考え方に差があるのか、もしくは経営の中で、牛乳は自分で買ってきてくださいというスタンスなのか、ちょっと違和感を感じます。何とか、北海道に限らず、都府県の中でも、乳製品の消費、乳製品に限らないと思うのですが、改めて、我々も努力しますけれど、北海道としても都府県の中の連携という意味で、是非、考えていただきたいと思います。

それからもう一点、消費の中に、我々日常の中に、地元の消費者もいます。いろいろな意味で生活を切り詰めるなどで、消費に協力してくれている方もいらっしゃいます。今より何かをするかというとなかなか難しい部分もあるのですが、是非、生産をする側の人達も、ただ農業の北海道として頑張っている方も、そういう方達がいるということ、是非、頭に入れた上で、これからの生産を努力していただければと思えました。私の方からは3点であります。

(近藤会長) はい、ありがとうございます。道の方からお願いします。

(鈴木次長) はい、岩井委員、浜田委員、大変ありがとうございました。岩井委員の方から、教

育、女性、社会参画の中で、人材育成を含めた御意見をいただきました。また、浜田委員からは、北海道、また、基礎自治体と連携しながら力強いメッセージを出してほしいとの御意見がありました。また、牛乳乳製品を含めて、都府県における消費拡大のお話もありました。まず、冒頭の人材育成の観点について、山野寺技術支援担当局長の方からお願いいたします。

(山野寺局長) 山野寺でございます。貴重な御意見ありがとうございました。今後の農業・農村を発展させていくためには、人が大切になってくると思います。岩井委員の方からいわれた愛着を形成しながら人を育てていかなければならないとの御意見でしたが、まさしくその通りだと思います。道の方も青年農業者を育成するために、仲間づくりだとか、今後の地域をどうしていったら良いだろうだとか、という様な投げかけを色々議論しながら、青年農業者のネットワークづくりなり、能力アップなり、取り組んでおりますので、今後の施策提言に当たっても、その様な観点を持って提言していきたいと思っております。また、女性農業者ですが、今の就農者の半分は、女性です。一方で、経営に参画している女性、意思決定に関与する部分は、やはり、まだ、少ない状況でありますので、そこを反映するシステムがありますので、家族労働協定など色々なシステムがありますので、女性の経営参画が、もっとしっかり出来る様な体制づくりが必要だと、私どもも考えておりますので、そのような視点で進めていきたいと思っております。また、高齢者の部分ですが、農村地域を支えていくためには、若い人だけじゃなく、第一線は後継者に譲ったのだけど、いろんな知恵を持った方が存在するので、そういう方々も活躍できる、多様な人材が活躍できる農村づくりには必要だと思っておりますので、岩井委員から言われた意見を踏まえながら、これからの提言に反映させていただきたいと思っております。以上です。

(鈴木次長) 農業経営局長、関連で何か補足がありましたら、よろしくお願いいたします。

(瀬川局長) 農業経営局、瀬川でございます。今、御意見があった多様な担い手の中に労働力の関係が一つございます。外国人労働力もそうなのですけれども、どちらかというところ、どうしても地域によっては、農業を支えてくれる担い手という気持ちはあるとは思いますが、労働力としてみているきらいがあります。折角、北海道に来て、農業の現場で働く方においては、少しでも地域の担い手として残っていただけるように、我々も農業サイドとして残っていただく環境づくりにしっかり取り組んでいきたいと考えております。先程の女性参画の問題も、農業委員会とか農協の参画数は、全国で最下位でございます。これは、若いうちから、そういうところに参画していただく機会を少しでも設定していただくように我々も働きかけてまいりますので、引き続き、対応していきたいと考えています。以上です。

(鈴木次長) 続きまして、消費拡大の関係について、山口食の安全推進局長お願いします。

(山口局長) 食の安全推進局長の山口でございます。消費拡大ということで、我々、地産地消、それから、北海道の物は全国に流通しております。そういった消費拡大の取組という事で牛乳の場合は、全国的な団体やメーカーでの取組になっていきますけれども、米などと併せて、トップセールスやタレントを使ったコマース活動など、そういった取組も進めております。いろんな機会を使いながら都府県との連携といったものも進めていきたいと思えます。

(鈴木次長) 浜田委員から北海道として力強いメッセージをとという話をいただきました。まさしく大切な視点だと思っております。本日頂いた意見、浜田委員の意見を踏まえた上で、中身

をしっかり精査させていただいた上で、3月には、北海道から国に対して、力強いメッセージを発信できる様にさせていただきたいと思っております。北海道の基幹産業は農業だと思っています。農業が元気にならないと地域も元気にならないと思っております。地域が元気になる様に国に対して、地域の実情を訴えていきたいと思っております。以上でございます。

(近藤会長) はい、ありがとうございます。最後でございますが、太田委員と園田委員、よろしくをお願いします。まず、太田委員、お願いいたします。

(太田委員) 太田です。御説明ありがとうございます。

今般の世界的な新型コロナウイルス感染症やウクライナ侵攻により、これまでの想定を超える大きな国際情勢の変化が起きており、道内経済はもとより、生活、文化など道民生活に幅広く大きな影響が及んでおります。国際化の進展や今後の国際情勢の変化に、円安などが加わり、生産原料や資材、肥料原料の価格高騰・高止まりが続き、食料を含め全てのものをお金さえ出せば買える時代ではないということを改めて体験した重大な事案となりました。このことから、「食料の安定供給の確保」は、国民にとって一番重要であり、グローバルリスクであることから、食料安全保障という観点からも、食料・農業・農村基本法の見直しの検討がされているのだろうと思います。先程、道から意見提案をいただいた資料から、2点ほど発言をさせていただければと思います。

1点目は、資料3ページ目にある「食料の安定供給の確保に向けた構造転換」の意見・提案として挙げられている、海外依存度が高い小麦、大豆、牛のエサなどになる子実用とうもろこしの長期的な生産・需要拡大などの取組は、食料自給率が200%を超え、食料供給基地といわれる北海道であっても、他府県に先んじて、オール北海道で取り組むべき政策と思えます。ただ、食料自給率を上げていくための課題もあります。遊休農地がほとんど無い北海道において、道産の小麦、大豆、子実用とうもろこしを増産するためには、他の農作物とのバランスを考慮した上での収量の確保や効率的な輪作体制の強化、担い手の確保・育成にはしっかりと取り組んで欲しいと思います。

2つ目は、資料8ページ目にある「環境と調和した農業の展開」も重要だと認識しています。環境への負荷を軽減する取組として「みどりの食料システム戦略」の推進や、道経連としても推進を協力している「ゼロカーボン北海道」の実現も並行して進めていかなければならず、生産性を維持しながら環境との調和を図る難しいかじ取りが必要になっています。そのためには、経済団体として、これまでもそうでしたが、政府に対し農業基盤整備の予算の確保・拡充やスマート農業の実装に向けた取り組みの加速や、そのコスト低減の取組などの要望活動を継続するとともに、道内の企業・団体などとも連携してスマート農業の実装に向けた活動も継続していきます。是非、北海道農業・農村振興審議会としても国に対し意見を上げていけたらと考えております。御検討をよろしくお願いいたします。

以上2点、発言をさせていただきました。

(近藤会長) ありがとうございます。園田委員、お願いいたします。

(園田委員) はい、私から3点お願いしたいと思えます。

まず1点目ですが、環境保全型農業を推進とありましたが、その中では、農業の持つ循環機能を活かした取組が必要、重要であるといわれております。これは、これからも必要なことでありまして、特に北海道では、地域によって色々な特色があつて、その特色があるということは、地域の有機資源でも特色があると思えます。そういった物の積極的な活用という物も盛り込んで如何かなと思えます。そういうことが、海外での評価と輸出促進に

つながっていくのではないかと思います。

2点目は、先程来からお話しが出ていますとおり、1戸当たりの生産面積、経営面積は増えていこうというお話しがありました。そうしますと、昨今見られる様な、社会情勢の影響を直接的に受けて、短期的に経営が悪化することも考えられます。そういったことに対する迅速な経営規模の増加した経営に対しての、迅速な対応が求められるのではないかと考えます。

3点目は人材育成と担い手のお話ですけれども、先程来から出ていますスマート農業の推進だとか、あるいは、AIを活用したスマート農業、そういった高度化の農業技術が進んでいますという事は、高度な知識を有して活用できる人材育成が必要になってくる。

もう1点は担い手、農業を担いたいという若者が少なくはなっているかもしれませんが、確実にいることも確かです。なので、教育機関と連携をすることで、北海道農業を担っていただけるような人材を確保していく。そして、高度な農業技術を展開していくようなことを推進していただければと思います。以上です。

(近藤会長) ありがとうございます。道からコメントがありましたらお願いします。

(鈴木次長) 太田委員、園田副会長、御意見ありがとうございました。太田委員から2点御意見がございました。小麦や大豆、とうもろこしなどの輪作体系をきちっと守りながら生産性を上げていく必要があるのではないかと。という話と、担い手の育成確保の視点が重要だという話だったかと思います。また、2点目としましては、環境負荷低減の中で、生産性を維持するためには農業生産基盤の確保やスマート農業の実装が必要だという様な意見だったと思います。また、園田副会長からは、3点ございました。環境保全型農業を推進するためには、地域の有機資源の積極的な活用をもっと盛り込んだ方が良いのではないかと。という様な意見だったかと思います。また、経営の悪化に対する迅速な対応も必要ではないかと。また、3点目として、人材育成に関しまして、教育機関との連携が必要ではないかという様な話だったと思います。まず、輪作体系を含めて生産振興局長からお願いします。

(新井局長) 太田委員から御指摘いただいた最初の部分は、まさにそのとおりだと思います。年末に国の方で食料安保の政策大綱が出たわけですが、そこでも、大豆などの海外依存からの脱却もあり、とうもろこしなどのエサもそうですけれど、まさに規模の大きい本道農業が期待されている果たすべき役割の部分なのかなと考えているところです。麦・大豆に関しては、これまで、年産によって量とか品質の変動など、そういうこともあって、十分に国産への切り替えというものが進んでいない部分もあったかと思いますが、品種改良ですとか、生産者の皆さんの栽培技術の向上などもあり、最近では品種の向上ですとか、収量ですとか、そういった部分の状況も改善しておりますので、さらに営農技術の導入ですとか、施設整備だとか、そういった生産対策もそうですけど、あとは、まさに実需といいますか、より利用していただける様に、原料の置き替えを進めていく川下の確保を進めていくことによって、麦・大豆をさらに生産拡大へつなげて行ければと考えております。

(鈴木次長) 担い手の育成の関係とスマート農業の関係について、技術支援担当局長、お願いします。

(山野寺局長) 山野寺です。特に、今後、スマート農業をどう進めていくかという事が重要だと思います。やはり、技術が高度化することかあら、人材の育成をしっかりしていけないといけない。北海道は、道立の大学校がありますので、そこで最新の情報や技術などを農業後継者の方々に伝えていく事をやっていますが、全道にあります農業高校とか、大学の農学部と

連携しながら、しっかりとした最新の技術を伝えながら、人材育成を図っていくことが大切だと思っております。

(鈴木次長) 続きまして、経営の悪化に対する迅速な対応という話がありました。農業経営局長、お願いします。

(瀬川局長) 経営の悪化については、先程申しました農業保険制度を国の方に、地域の状況の悪化に迅速に対応できるように色々提案をしているところでございます。その他に、先程お話ししたセーフティネット機能ということで、実際、償還が出来ない返還金については、制度資金などを使う、もしくは、条件緩和をしながら少しでも営農が継続できるような対策も国に求めています。これからも間髪を入れず状況に見合った施策が進められる様、国に要請していきたいと考えておりますし、我々としましても、出来ることを地域に伝えていきたいと考えております。

(鈴木次長) 環境保全型農業の推進に当たって、生産性を維持していくというところからも、農業基盤整備が重要、予算の確保が重要との話がございました。農村振興局長、お願いします。

(高崎局長) 農村基盤整備の予算の確保につきましては、本道農業・農村において、様々な課題が発生する中で、生産力・競争力の強化や、農村地域の強靱化に不可欠な農業・農村整備の推進が我が国の食料安全保障の強化の礎となることから、必要な予算の総額を確保できる様に、市町村や関係団体の皆様と連携して、引き続き、国に強く要望していきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

(鈴木次長) 最後に、環境保全型農業について、地域の有機質資源の有効活用を提案に盛り込んで如何かとの話がございました。山口局長、お願いします。

(山口局長) 地域の有機資源の活用、こちらは、今日の報告事項の資料3の環境負荷低減活動事業の北海道基本計画の中の9ページの中の取組でございます。資源がない北海道としては、そういった中で生産活動を進めて行く中で、有機資源を活用していく事が重要だと考えています。こういった取組に基づき進めていきたいと考えております。

(近藤会長) 一通り意見聴取を終えた訳ですけれども、私のコメントに変え、まとめとさせていただきます。

道の意見・提案(案)を資料5-2としてまとめていただいたことに感謝申し上げます。

私としては、これに対して異論はございません。ここに記載されている「食料の安定供給の確保」は大きな柱であると思ひます。食料の安全保障の基本となる部分であります。そのために何が必要なのかということですが、ここでは「構造転換」という用語を使っておられます。これは非常に重要なキーワードじゃないかなと思ひます。なぜ食料・農業・農村基本法の見直しが必要なのでしょう。1999年現基本法が出来た当時、日本は豊かであり、それなりに購買力もありました。当時と現在とでは、国際情勢が大きく変わりました。承知のように中国、インドといった大国が相当力を付けている。人口が多いわけですから、仮に、その1割でも高所得者だとするなら、日本の平均所得をはるかに上回るような高所得者が相当数存在するという時代になってきております。そういう意味で、日本は食料の購買力を保てるのかが問題となっております。食料はお金のある方へ流れていきます。肥料や飼料など生産資材の価格が高騰していますが生産資材もそうです。基本法が制定され20年前というのは、

一人当たりのGDPは世界の第9位でしたが、現在は13位に転落して、2027年には16位に低下すると見られています。かつて、大豆、とうもろこしの輸入量は日本が一位、小麦は二位だったわけですが、その割合がどんどん低下している。日本以外の国がこれらの穀物の輸入量を増やしてきたことがこの背後にあります。資料の3ページの○の2つ目に記載されているとおり、日本は国内生産の増大を基本に備蓄と輸入を適切に組み合わせることで食料を確保することを基本としています。食料の確保ということを考えた場合、日本以外の国々が国際市場に参入してくる中であっても、安定的に食料を輸入できるのかという不安があります。そこで、どうしても国内で生産できる分は国内で生産しましょうということになります。ただ注意しなければならないのは、とうもろこしなどの輸入穀物をすべて国産で置き換えるとしたら、今の農地面積の2.1倍の農地が新たに必要になります。したがって、現在輸入している食料をすべて国産に置き換えることは現実的ではありません。できるだけ国産化を目指し、国産化が難しい品目については、安定的に輸入し、それに備蓄を組み合わせるという事になります。

国内生産ですが、SDGsということで、できるだけ環境に負荷をかけないで生産することが求められています。温室効果ガスの削減、地球温暖化や気候変動などのリスクにも対処する必要があります。農業生産そのものに制約がかかってくるということです。昨今は食料供給のリスクが相当高まってきているのではないかと思います。しかも、何よりも日本農業、あるいは、北海道農業にとっての懸念材料は、世界の人口が増加傾向にあり、しかも、経済発展とともに食料需要が一層増加するだろうと予測される中であって、生産基盤が縮小していることです。現在、食料自給率が38%です。少し前までは40%で2%ほど低下しました。しかし、よく見ていくと、我が国の一人当たりの消費カロリーが、低下しております。おそらく高齢化が影響していると思います。一人当たりの消費カロリーが低下したため食料自給率が2%の低下に止まったという事なのですね。それからもう一つ、食料自給力指数があります。これは、不測の事態が起こったときの供給可能な推定供給熱量を示しています。今の農地、労働力の減少が続いていくと、米・小麦を中心の作付けを考えた場合、一人当たり1800kcalのエネルギーしか供給できません。やはり農業生産基盤を確保する必要があります。国民を養うのに必要な最低限の国内生産基盤を確保する必要があるのですが、我が国の農地面積は相当減少しています。田ですと1961年に339万ヘクタールだったものが、2000年に266万ヘクタール、そして現在236.6万ヘクタール、畑も270万ヘクタールが、221万ヘクタールを経て、198万ヘクタールと、どんどん農地が減少している。それから労働力、基幹的農業従事者数についても、2000年の240万人から2022年の123万人と半減してきているという事なのですね。皆様から意見が出ています様に、土地基盤と労働力をいかに維持していくかという事が我が国農業、とりわけ北海道農業において必要になってくる。特に、最近ですと、農業分野で活躍する外国人労働者、彼らのための環境整備が必要であるとの問題意識を国も持ち始めています。若い農業者を確保していくための支援も必要です。北海道農業の第6期の推進計画では、多様な担い手に加えて、パート、短期の雇用、外国人を多様な人材に位置づけたばかりですので、国の方もそれに沿って、是非、労働力の確保に努めて欲しいし、北海道独自でやっている研修制度なんかも後押ししていただけたらと思います。農地と労働力という食料生産の基盤の確保という点に加えて、もう一つ、食料供給の不安定性への対処ということを考えておく必要があります。大規模な専業農家が多数を占める北海道農業において価格が低下すると、一気に離農が吹き出してくる。都府県は、兼業がある分、価格や生産量の変動リスクを回避できる余地があるのですが、北海道は農産物需要の減退による生産抑制や農産物価格の低下、肥料や飼料などの投入要素の価格が高騰するといった事態が生じると、農業を基幹産業としている地域ですので、農家もそうですが地域も大きな影響を受けます。大規模農家が離農すると数百ヘクタール以上の農地が出てきます。あるいは、優れた農業技術を習得した基幹的担い手が、一過性の不安定性に対処できず離農する

となれば、これは北海道農業にとって大きな損失というほかない。飼料穀物の高騰、牛の価格の急落、生乳生産の抑制などによって農業経営そのものが様々な調整を強いられることになる。酪農において、乳牛は資本ストックであり、一般にストックの調整には時間がかかります。これは酪農のみに限らず農業一般の宿命でありますから、このことを前提にして政策を組み立てる必要があります。現在は、この生産要素の調整コストをすべて農家が負担しているわけですが、食料の安定供給ということを考えると農業生産の不安定性への対処や調整コストの負担のあり方も議論する必要があります。そういう意味で、「力強いメッセージを」と浜田委員がおっしゃっておられましたが、農業生産の安定性を如何に確保していくか、北海道としては、相当大きな課題だと思います。一時期の価格のブレによってこれまで蓄積してきた人材が農業を離れることがあってはならないし、持続的な土地利用においても、安定した畑作物の価格体系、輪作体系を持続できる農産物の価格バランスが絶対に必要だと思います。経営の安定性は北海道農業にとってはきわめて重要で、長期的視点に立って食料の生産基盤である農地、人材を確保していく事が基本ではないかと思います。上口委員からの発言にもありましたが、経営が安定しているからこそ、SDGsも達成できるのであって、政策に翻弄されることのない長期的視点に立った基本法と具体的施策が必要ということかと思えます。それともう一つ、北海道の特性としては、地域政策をどうするかという事が重要になってきます。今後、スマート農業など大規模化に伴い労働生産性が向上するわけですから、必然的に労働力と農地の比率は低下することになります。地域として人が居なくなるという事であれば、それはどうなのだろうと思えます。地域というか農業の担い手の生活が重要になってきます。若い担い手の生活条件がととのっていないければ担い手も確保できないというのが現実だと思います。それが見えないところがあるのかなというところが、菊入委員がおっしゃっていただいたところの転換期ということなのかもしれません。今後、地域と農業生産性との関係を掘り下げて分析する必要があります。繰り返しになりますが、食料生産のために安定的な基盤確保と、農業生産あるいは、農業経営の不安定性への対処が大きな課題であるという事ではないのかなと、皆さんの意見を聞いてこんな感想を持ちました。私からは以上です。

よろしいでしょうか。では、食料・農業・農村基本法の見直しに向けた北海道の意見・提案につきましては、各委員からの意見を踏まえた内容とする事で、概ねこれでまとめさせていただきます。よろしいでしょうか。

(各委員) はい。

(近藤会長) それでは、本日、委員より出された御意見などを踏まえて、事務局で整理をお願いします。以上をもちまして、意見聴取については、これで終了いたしたいと思えます。どうもありがとうございます。

次に、最後の議題、「その他」ですが、事務局から何かございますか。

## 5 その他

(大浦課長) その他の議題はありません。

(近藤会長) それでは、これで全て終了致しました。全体としまして、皆様方から何かございますか。

(上口委員) すいません。

(近藤会長) はい、上口委員。



(上口委員) 先程、仲沢委員がおっしゃいました小豆の件なのですけれども、私どもで小豆を作っているのですが、それで、十勝の方は、機械で小豆を刈って（収穫）しているのですが、名寄はどうしても季節柄、秋は天気が悪いものですから、小豆の乾燥に凄く手間が掛かります。大豆は撒いたら一斉に芽吹くのですが、小豆は、例えば、さやとって一つの上の方が乾燥していても下の方は乾燥されていません。それで、私の家では、にお積みとって、一条ずつ機械で刈ったのを人が集めて、台の上に積んで青いテントを掛け乾燥させている。昔はそういうやり方でやっていました。名寄でも機械で刈っている人がいたのですが、やはり乾燥が悪くて、途中で雪が降ってしまうなどで、断念せざるを得ない。小豆というのは、凄く手間も掛かりますし、やろうと思ったら人手で、人材も掛かりますので、地域にとってはとても作りづらい。たとえ 60kg、3万円も4万円も、昔は6万円もしていたといえますけれども、それぐらい相場が上がっても作る人は多分いないと思います。十勝の方は、機械も天候も秋口は凄く良いですから、刈れると思うのですが、地域によっては作りづらい穀物なので、それを先程、大豆との代わりとしたらといわれていたと思いますが、そういう状況なものですから、なかなか小豆は作りづらくて、ホクレンからもいわれますが、作ってくださいといわれてもなかなか作れない現状にありますので、そのことは今後、皆さんに知っていただく参考になるのではないかと思います、時間を過ぎてしまいましたが、発言させていただきました。以上です。

(近藤会長) はい、意見を踏まえて、道の方で整理していただきたいと思います。他にございませんでしょうか。それでは、本日の議題は全て終了致しましたが、全体を通しまして何かございませんでしょうか。無ければこれで進行を事務局にお返しします。

(事務局) 近藤会長、お疲れ様でした。ありがとうございました。以上をもちまして、本日予定しておりました議事につきまして、全て終了致しました。御出席の皆様、大変お疲れ様でした。ありがとうございました。最後になりますけれども、農政部長から一言、御礼の言葉を申し上げます。

## 6 閉会

(宮田部長) 本日は、長時間にわたり、積極的な御意見や御提言をいただき、ありがとうございます。食料の安定供給の重要性が浮き彫りになる中で、我が国最大の食料供給地域としての北海道の役割はますます高まっており、今こそ本道のプレゼンスを高める絶好の機会だと思っております。そうした中で、私ども、冒頭の挨拶の中でも触れましたけれども、本道農業・農村の実情に即した、色々な本道の実情ってありますけれども、僕が思うのは、一つは、北海道は、我が国の農地の4分の1以上の115万haがあるのだというところが一つ大きいところだと思います。それからもう一つが、農業は地域の基幹産業であって、プロの農業者がやっているのだというところ。だから、農業が終わるとそれぞれの地域そのものが衰退してしまう恐れがあるというのが非常に大きいところ。

その他に色々特徴がありますけれども、やはり、基盤となる農地、115万haの農地から如何に所得を上げていくのかということ、それと、それに携わるプロの農業者が、如何にしてその地域で生きていくのかという事が大事なのだと思います。そうすると、何が大事かというと、生産力、そして、競争力になってくると思います。特に生産力については、一昨年の令和3年の北海道の農業産出額が年末に出ましたけれども、1兆3千億円。1兆3千億円を超えたというのは、初めてなのですけれども、1兆2千億円まではいっていたのですが、1兆3千億を超えました。だから、生産力というのは着実に高まっているのかなと思います。

さらに、これから食料自給率を高めるのに寄与して行くためには、その生産力を高めてい

く必要があると思うのですが、今課題となってくるのは、競争力。競争力を一言で言ったら何かなというと、欲しがられるものを作る事だと思います。欲しがられる物というのは、もうちょっと具体的にいうと、需要に対応するという事と、内外価格差を無くしていく事なのかなと、そこのところを具体的にどうしていくのかということ、まずは生産者の皆さんをはじめ道内の関係者が主体的かつ、具体的にに対応していく事が今、大事になっていると思います。

まずは、道内の中で考えられる事、やれる事はどこまでなのか、そして、絶対道内だけでは出来ません。自分たちで出来る事と、それから国にお願いしなければいけない事も出てきますけれども、そこの部分というのを、ミシン目を付けながら自分の出来る事、そして、国にお願いしていく事をやっていく必要があると最近感じているところです。それから、食料安全保障を考えたときには、やはり、ベースは国内で生産できるものはできるだけ国内で自給していく事が基本になってくると思います。そうすると、生産力を落とすのではなくて、欲しがられるものを作るという事と、きちんと出口を確保していく事。出口を確保するというのは、生産から加工、流通、消費に至る一連のサプライチェーンをきちんと確保していくというのが大事だと思います。今日、飲み物として、牛乳もありましたけれども、僕、結構牛乳の話はしますけれども、牛乳が余っているとか、処理できないとか、廃棄せざるを得ないとかいいますけれども、国内の牛乳の需要というのは、生乳換算で 1,250 万トンあります。それに対して国内で作っているのはどれだけかということ 750 万トンです。というのを聞くと、じゃ、どうして処理できないとか、廃棄という話になるかということ、1,250 万トンと 750 万トンの差というのは 500 万トンになりますけれども、その 500 万トンのうちの 8割、9割位は、輸入チーズになります。その部分、全部はカバー仕切れないけれど、一部を置換える事によって国内が生産抑制をしなくて良くなると僕は思っています。そうしたところを道内の中で、もっと議論を深めて、具体的に何をしなければならぬのだろうか、或いは、全く別な方法でやっていく方法があるのだろうかということ、具体的にはそういった場合のショックアブソーバ機能を道内の中でどうやって持つていくのだろうかという事も一つの方法なのだろうとっております。そうしたことを具体的に、関係者が主体的となり対応していく事が今後大事だと思いますので、私ども道庁もそうしたスタンスで、農政の推進に臨んできたいと思います。最後になりますけれども、委員の皆様方におかれては、引き続き、それぞれのお立場から、本道農業・農村の振興に一層のお力添えを賜いますようお願い申し上げます、閉会に当たっての挨拶といたします。本日は、どうもありがとうございました。

**(事務局)** これをもちまして、令和4年度第2回北海道農業・農村振興審議会を閉会いたします。本日は、誠にありがとうございました。

以上